

平成 28 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣府）

制 度 名	三世帯同居に係る税制上の軽減措置の創設		
税 目	所得税（三世帯同居改修の特例） 相続税（小規模宅地等の特例）		
要 望 の 内 容	<p>出産・子育てへの不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、安心して子どもを育てられる環境整備の手段として、世代間の助け合いを図るための三世帯同居を促進するために、三世帯同居に係る税制上の軽減措置を要望する。</p>		
	<p>所得税</p> <ul style="list-style-type: none"> 三世帯同居を目的として、自ら所有し居住する住宅の三世帯同居改修（キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設など）を行ったときに、工事費用の年末ローン残高の5%を所得税額から5年間控除（ローン型減税）する。 なお、当該特例は <ol style="list-style-type: none"> 住宅の所有者を含め、三世帯が現にそこに居住していること 同居する住宅の所有者の子又は孫が、同居開始時点において中学生以下であることを要件とする。 <p>※住宅ローン減税（年末ローン残高の1%が10年間にわたり所得税額から控除）との併用は不可で、いずれか選択適用。 ※一定期間に亘る三世帯同居を担保するため、適用期間を5年とし、同居の実態は毎年住民票の提出により確認。</p>		
	<p>相続税</p> <ul style="list-style-type: none"> 被相続人と相続開始時点で同居しており、かつ、同居期間が3年以上である親族（推定相続人に限定。以下「生前同居親族」という。）が被相続人の所有する居住用宅地を相続により取得した場合、小規模宅地の特例による特定居住用宅地の減額幅を現行の80%から90%に引き上げ。 なお、当該特例は、 <ol style="list-style-type: none"> 生前同居親族に子がいること（被相続人にとっての孫） 生前同居親族の子が被相続人と当該宅地に3年以上同居していること 同居開始時点において生前同居親族の子が中学生以下であることを要件とする。 		
	所得税	平年度の減収見込額	18,279 百万円
(制度自体の減収額)		(219,343 百万円)	
(改正増減収額)		(— 百万円)	
相続税	平年度の減収見込額	1,400 百万円	
	(制度自体の減収額)	(5,600 百万円)	
	(改正増減収額)	(— 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

出産・子育てへの不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであり、子育て世代の多くは、出産・子育てへの不安・負担緩和の観点から、祖父母と同居し、祖父母による育児や家事の支援を受けつつ子育てをすることを希望している。各人の希望する出産・子育ての態様を実現するためには、三世帯同居を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図ることが必要である。

また、特に都市部において、出生率が相対的に低いこと、相続税の申告が相対的に多いことといった現状を踏まえ、相対的に出生率の低い都市部において三世帯同居を促進し、子育て負担の緩和と希望する子どもの数と生まれる子どもの数との乖離の縮小を税制優遇で支援することで、少子化対策に資する。

(2) 施策の必要性

「少子化社会対策大綱」（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）

- ・教育を含む子育ての経済的負担を緩和させるとともに、世代間の助け合いを図るための三世帯同居・近居の促進など多様な主体による子や孫育てに係る支援を充実させ、子育てしやすい環境を整備する。

<施策の具体的内容>

- ・家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるようにするため、三世帯同居・近居を希望する方がその希望を実現できるように三世帯同居・近居を支援するための優遇策等の方策を検討する。

2015 人口減少対策申し入れ（人口減少対策議員連盟）

- ・若い世代が希望を叶え、安心して結婚し子育てできる環境整備に向け、高齢者世代や育児経験者が若い世代を支える場合の支援（例：育じい育ばあ支援・親業支援等）を行うとともに、高齢者や若い世代の希望に応じた家族関係や地域とのつながり、子育て世代の態様について各人の希望を実現するため、三世帯同居・近居に係る支援をする。

女性活躍推進本部提言（平成 27 年 6 月 9 日）

- ・多世帯の同居・近居を促すため、三世帯同居・近居へのリフォーム支援、補助金、税制優遇などの措置を早急に検討すべきである。

平成 25 年住生活総合調査結果（速報集計）（平成 27 年 4 月 9 日公表）

- ・最近 5 年間に実施した住み替えの主な目的について、「親、子などとの同居・隣居・近居」は概ね増加しており、平成 5 年の 4.1%から平成 25 年の 10.5%になっている。

少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会（平成 27 年 6 月～8 月実施）

- ・三世帯同居のための住宅の改修における負担の軽減を図るとともに、都市再生機構（UR）の近居促進制度の活用を進めるべきである。

今の	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 子ども・子育て支援の推進</p> <p>【施策】 子ども・子育て支援の推進</p>
----	-----	-------------------	---

		<p>政策の達成目標</p>	<p>平成 25 年度家族と地域における子育てに関する意識調査（内閣府）では、理想の家族の住まい方について、20.6%が三世代同居を理想としており、また、78.7%が祖父母の育児や家事の手助けが望ましい（「とてもそう思う」と「ややそう思う」の計）としている。</p> <p>また、全国家庭動向調査 2013（国立社会保障・人口問題研究所）では、出産や育児に関する最も重要な支援提供者は親（＝祖父母）となっている。</p> <p>一方、国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、総世帯数に占める二世帯世帯数（65 歳以上の者がいる世帯）は年々増加し、三世帯世帯数（65 歳以上の者がいる世帯）の割合は年々減少している。</p> <p>以上から希望と実態にはギャップがあり、今回の要望により、理想の実現を促進していく。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>		<p>平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 12 月 31 日</p> <p>※少子化社会対策大綱における 5 年間の「集中取組期間」に合わせて適用するもの。</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>		<p>三世代同居に係る税制上の軽減措置を創設することにより、出産・子育ての態様について、各人の希望の実現を促進していく。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>		<p>将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援するため、平成 27 年 4 月 1 日に「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」を創設。</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>		<p>所得税</p> <p>2 世代同居など他世帯との同居のために改修を行った件数 平成 26 年度 355,310 件（推定）</p> <p>相続税</p> <p>65 歳以上の世帯全体において年間約 70 万人が死亡すると推定。そこから持ち家率や 18 歳以上の子がいる割合、相続税課税対象率を考慮し、相続税を納税する世帯数を 15,000 世帯と推定（年間で非課税の特例を受けうる世帯数）。</p>
	<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p>		<p>本措置の導入により三世代同居を促進することは、結婚、妊娠、出産、育児に対する子育て層の不安や負担を軽減し、少子化対策につながるとともに、子育て層を担い手とした親世代の介護が自助で行われることによる介護費の抑制などの高齢社会対策にもつながる余地がある。</p> <p>また、世代間交流がもたらす子の人格形成における好影響や、女性の就労促進による税収増及び世帯収入贈による経済効果が見込まれる。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援するため、平成27年4月1日に「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」を創設。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	三世帯同居世帯に対し更なる税制措置を行うことは、三世帯同居の促進及び子育て支援の担い手として祖父母世代が機能することから、出生率の上昇ひいては少子化対策に資する。 また、同時に、副次的な効果として、同居による家庭内介護により祖父母世代の介護関連費を抑制し、社会保障費負担の軽減に資する。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成21年度、25年度、26年度及び27年度税制改正において、同居・近居のための「買換え等の特例」等の適用要件の緩和(所得税、固定資産税)に係る要望を行った。	